

避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定書

平成27年3月5日

富士見市

東電タウンプランニング株式会社

避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定書

富士見市（以下「甲」という。）と、東電タウンプランニング株式会社 埼玉総支社（以下「乙」という。）は、富士見市内における避難場所誘導案内付電柱広告（以下「広告」という。）の掲出について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、富士見市内に広告を掲出することにより、市民等に対し災害時における避難場所の周知をすることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）避難場所誘導案内付電柱広告 乙の実施している電柱広告事業において、民間企業などの電柱広告（巻広告）と併せて避難場所の誘導案内表示を記載するものをいう。
- （2）避難場所 甲が定める避難場所をいう。
- （3）広告主 本協定の趣旨に賛同する民間企業などをいう。

（避難場所の情報提供）

第3条 甲は、広告の掲出のために必要な避難場所の情報を乙に提供し、本協定の目的の実現に必要な指導・協力を行うものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- （1）この協定の趣旨に賛同する広告主を募り、第6条に基づき広告の掲出ならびに維持管理を行うこと。
- （2）広告の掲出状況について、掲出状況の変更時及び甲が求める時に報告を行うこと。
- （3）避難場所の変更等により、広告の表示に訂正が生じた場合は、甲と協議のもと必要な処置を講ずること。

（広告の仕様）

第5条 広告の仕様は、「避難場所誘導案内付電柱広告デザイン」を基本とする。

（広告の掲出）

第6条 広告に表示する避難場所については、広告掲出場所から極力近距離の避難場所とする。但し、地域の状況により、これにより難しい場合には、甲の判断に基づき

決定する。

2 広告の掲出については、甲乙協議の上、法令等を遵守すると共に公序良俗に反しないものとする。

(経費)

第7条 広告の掲出にあたり、必要な経費は広告主および乙が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項又は協定の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印のうえ、各1通を所有するものとする。

平成27年3月5日

甲 富士見市大字鶴馬1800番地の1
富士見市

富士見市長 星野信吾

乙 さいたま市北区日進町二丁目520番地
東電タウンプランニング株式会社 埼玉総支社

総支社長 小池 猛